

特定施設一覧表(振動)

法令名	振動規制法				京都府環境を守り育てる条例			
施設分類	特定施設名			条件等	特定施設名			条件等
金属加工機械	1	イ	液圧プレス	矯正プレスを除く	(1)	機械プレス		
		ロ	機械プレス			鍛造機		
		ハ	せん断機	1kw 以上		ワイヤーフォーミングマシン		37.5kw 以上
		ニ	鍛造機		(2)	ア	圧延機械	
		ホ	ワイヤーフォーミングマシン	37.5kw 以上		イ	液圧プレス	
					ウ	せん断機		
				エ	ベンディングマシン	ロール式で 3.75kw 以上		
圧縮機・送風機	2	圧縮機		7.5kw 以上 (冷凍機用を除く)	(1)	圧縮機		7.5kw 以上 (冷凍機用を除く)
粉碎機	3	土砂用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機		7.5kw 以上	(3)	ア	土石用または鉱物用の 破碎機、摩砕機、ふる い及び分級機	
				イ		その他の用に供する粉 砕機		
繊維機械	4	織機		原動機を用いるもの	(1)	織機		原動機を用いるもの
建設用資材 製造機械	5	コンクリートブロックマシン		2.95kw 以上	(4)	バッチャープラント		
		コンクリート管、柱製造機械		合計 10kw 以上				
—					(5)	冷凍機		圧縮機の合計 7.5kw 以上
木材加工機械	6	イ	ドラムバーカー		(1)	ドラムバーカー		
		ロ	チッパー	2.2kw 以上		チッパー		2.2kw 以上
印刷機械	7	印刷機械		2.2kw 以上	(1)	印刷機械		2.2kw 以上
合成樹脂加工機械	8	ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機		カレンダーロール機以外 で 30kw 以上	(1)	ゴム練用又は合成樹脂練 用のロール機		カレンダーロール機以外 で 30kw 以上
	9	合成樹脂射出成型機				合成樹脂射出成型機		
鋳造型機	10	鋳造型機		ジョルト式のもの	(1)	鋳造型機		ジョルト式のもの
その他					(6)	遠心分離機		直径 1.2m 以上
					(7)	ニューマチックハンマー		
					(8)	コルゲートマシン		
					(9)	原石切断機		7.5kw 以上